

介護保険施設 利用時に

食費と部屋代の軽減が受けられます(負担限度額認定)

～8月から制度内容に変更があります～

介護保険の施設サービス・短期入所サービスを利用する場合、介護サービス費用のほか、食費と居住費（部屋代）および日常生活費が自己負担となりますが、食費と居住費は、収入等に応じて負担限度額が設けられています。

右の要件の該当になる方は、申請により、通常よりも食費・居住費が安くなります。

受付開始 7月～

手続きに必要なもの

①申請書兼同意書②利用者本人の預貯金通帳のコピーまたは通帳原本（配偶者をご健在の場合のみ配偶者の分も必要です）③旧認定証④印鑑⑤申請者（窓口に来る方）の本人確認ができるもの

7月まで有効の負担限度額認定証をお持ちの方には、6月末に申請書類を発送します。

問 高齢者介護課 ☎ 25-5205

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎ 72-6082 大滝 ☎ 55-0865

荒川 ☎ 54-2116

利用者負担段階と限度額

利用者負担段階	居住費（滞在費）					食費の限度額	
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室		多床室	施設サービス	短期入所
			特養	特養以外			
第1段階	820円	490円	320円	490円	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	420円	490円	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650円	1,000円
第3段階②						1,360円	1,300円

軽減を受ける条件

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	○高齢福祉年金を受給している、世帯全員が住民税非課税の方 ○生活保護受給者	単身で1,000万円以下 夫婦で2,000万円以下
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万円以下の方	単身で650万円以下 夫婦で1,650万円以下
第3段階①	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万円超120万円以下の方	単身で550万円以下 夫婦で1,550万円以下
第3段階②	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で120万円超の方	単身で500万円以下 夫婦で1,500万円以下

健康長寿歯科健診を 受けましょう



生き生きとした毎日を過ごすには、健康管理が重要なポイントです。埼玉県後期高齢者医療広域連合では、昨年度75歳または80歳を迎えた方を対象に健康長寿歯科健診を実施します。お口の健康は全身の健康につながります。疾病予防、健康の維持増進のためにぜひ受診してください。

対象 昭和15年4月2日から昭和16年4月1日生まれの方または、昭和20年4月2日から昭和21年4月1日生まれの方で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方。

受診方法 対象者には埼玉県後期高齢者医療広域連合から6月中に通知が送られます。詳しくは通知をご確認ください。

実施期間 7月1日(木)～令和4年1月31日(月)

問 保険年金課 ☎ 25-5201

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎ 72-6082 大滝 ☎ 55-0863

荒川 ☎ 54-2395

後期高齢者医療保険料の 軽減措置が変更になりました

所得の少ない方に対する後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減において、軽減特例措置により7.75割軽減となっていた方は**7割軽減**に変わります。

この均等割額における軽減特例措置の見直しは、令和元年度から段階的に行われており、高齢化の進展に伴い、被保険者数が増え、医療費が増加していくなかで、制度を安定的に運営するために行われたもので、令和3年度が見直しの最終年度となります。ご理解とご協力をお願いします。

問 保険年金課 ☎ 25-5201

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎ 72-6082 大滝 ☎ 55-0863

荒川 ☎ 54-2395

空き地の適正管理をお願いします!

市には、使用されなくなった空き地に雑草や樹木が繁茂し、近隣の家や道路に越境するなどの苦情が多く寄せられています。

良好な環境を保全するために、秩父市環境保全条例で、「空き地の適正管理」の規定を設け、土地所有者に指導や助言を行っています。雑草等が繁茂したり、枯れ草が密集すると、害虫や林野火災の発生を招き、ごみ等の投棄の場所となる場合もあります。

空き地の所有者・管理者は、思わぬトラブルの原因とならないように日頃の適正な管理をお願いします。

問 生活衛生課 ☎ 25-5202

吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課 吉田 ☎ 72-6083 大滝 ☎ 55-0861 荒川 ☎ 54-2114

市役所では省エネルギーと公務能率向上のため、9月30日(木)まで「クールビズ」を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。**問** 人事課 ☎ 22-2207